

海南省ブロック塀等撤去改善事業補助制度のご案内

地震によるブロック塀などの倒壊により、人的被害や、避難時などの通行の妨げとなることを防止するため、危険なブロック塀などの撤去費用や撤去後の軽量の塀（フェンスなど）の新設費用の一部を補助します。

補助対象となる塀

- ▼コンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する塀および門柱など
- ▼市内にある道路や公園などに面する高さ 0.8m以上のもの

補助対象者

- ▼対象となる塀を所有している方
- ▼市税を完納している方（ただし、下記②の事業を行う場合に限る。）

補助対象事業・金額

下記①および②を合計した金額に3分の2を乗じた額（最大30万円）

	補助対象事業	金額
①	ブロック塀等の撤去	撤去費または1万3千円×撤去するブロック塀等の長さ（m）※のいずれか低い金額
②	ブロック塀等の撤去に伴う軽量の塀等の新設	軽量の塀等の新設費または2万円×新設する軽量の塀等の長さ（m）※または1万3千円×新設する軽量の塀等の面積（㎡）※のいずれか低い金額

※ 長さは10cm未満、面積は10㎡未満をそれぞれ切り捨てます。

申込方法

- （1）事業の着手（契約・発注）前に「事前相談書」を提出。
- （2）事前相談で市の担当者による現場確認などの結果、補助対象と確認された場合、「補助申請書」などを提出。

※これらの書類は市ホームページで取得できるほか、危機管理課でも配布しています。

受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

※補助金は予算額の範囲内での交付となりますので、上記の期間にかかわらず予算額に達した時点で受付を終了します。

注意事項

補助金交付決定前に着手（契約・発注）した場合は、補助金の対象となりません。

提出先・問い合わせ

海南省危機管理課（市役所3階）

〒642-8501 和歌山県海南省南赤坂11番地

TEL：073-483-8406 FAX：073-483-8483 E-mail：kikikanri@city.kainan.lg.jp

補助制度の手続きの流れ

